

公益社会実現に向けた課題と展望（二）

東北公益文科大学教授 出井信夫

はじめに

- I 公益法人改革の経緯と公益法人三法（以上、90巻八号）
- II 認定審議の要点と移行期間終了後の移行状況（90巻八号及び本号）
- III 監督の基本的な考え方と立入り検査の基本的な考え方
- IV 公民の役割分担と公民連携 PPP・NPO、PFI、公益信託、第三セクター
- V 公民連携 PPP の現状と課題
- VI 「総務省」研究会「新しい公共」の概念
- VII 「内閣府」推進会議「新しい公共」の概念
- VIII 「新しい公共」の担い手——各省庁の取組み
- IX 補完性の原理——「自助」「互助」「公助」社会
- X 「自民党政府」の「共助社会」の概念
- XI 企業のメセナ・フィランソロピー・社会貢献・CSR
- XII 企業の CSR（企業の社会的責任）
- XIII ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスと公益ビジネス
- XIV 「公益」の発想と「公益」活動の源流
- XV 「公益」性と「収益」性の視点
- XVI 事業における「公益」活動、公益事業の推進
- XVII 先人に学ぶ公益活動、公益事業のデザイン
- XVIII 「共助社会」「公益社会」実現のデザイン
- XIX 市民力の利活用と寄付金制度・ふるさと納税制度

II 認定審議の要点と移行期間終了後の移行状況

五 これまで公益認定等された法人の主な事業内容と設立主体者の代表事例

これまで公益認定、認可された事業概要と公益法人について概観する。代表的な事例をあげると、次のような例があげられる。

(1) 歴史的建造物等の保全・修景の例

中世や近代など歴史的建造物や美術・工芸品等の保全、修景、管理運営する例 ↓ 〈所有者〉から寄付・寄贈等されて、公益法人を設立して管理運営する例。

(i) 山形県鶴岡市「致道博物館」

山形県鶴岡市「致道博物館」は、一九五〇年に旧庄内藩主酒井氏が地方文化の向上発展に資するため、土地建物および伝来の文化財等を寄付し、財団法人以文会が設立された。

その後一九五二年に、施設、文化財等が博物館法による財団法人以文会立致道博物館として運営され、一九五七年一月財団法人致道博物館として改称された。二〇一二年四月新法による公益財団法人致道博物館として発足。

一九五〇年国指定史跡致道館(旧庄内藩校)について鶴岡市から指定管理を受けて、変更申請認定が認定されて新しい公益事業として追加された。

(ii) 愛知県名古屋市「尾張徳川美術館」

愛知県名古屋市「尾張徳川美術館」は、侯爵徳川義親の寄附により一九三一年(昭和六年)に創立された公益財団法人徳川黎明会が運営する私立美術館で、一九三五年に開館した。

総石高六一万九五〇〇石を領し御三家筆頭であった尾張徳川家の歴代相伝の重宝、いわゆる「大名道具」を収め、しかもその後、徳川宗家(将軍家)や紀州徳川家、一橋徳川家、蜂須賀家などの大名の売立重宝の一部を購入し、岡谷家・高松家をはじめさまざまな篤志家の寄贈品をも収めてさらに充実し、戦中戦後の災難混乱を免れて現在に至っている。

収蔵品は徳川家康の遺品を中心に、初代義直（家康九男）以下代々の遺愛品や、その家族が実際に使用した物ばかり一万件余りにおよぶ。世界的にも有名な国宝「源氏物語絵巻」をはじめ国宝九件、重要文化財五九件、重要美術品四六件を含み、徳川美術館ならではの豊富さ、質の高さ、保存状態の良さを誇っている。

維新、大戦を通じて各大名家の道具がほとんど散佚してしまった今日、徳川美術館の収蔵品は名家の宝庫・コレクションとして唯一のまとまった存在である。徳川美術館は、「大名道具とは何か?」「近世大名とは何か?」という問いに答えることのできる我が国唯一の美術館である。

(iii) その他の例

このほかにも、全国各地において、「歴史的建造物等の保全・修景」を管理運営する目的で設立された公益法人は多数ある。山形県酒田市の公益財団法人本間美術館は、本間美術館の管理運営をしている。また、山形県鶴岡市の公益財団法人克念社は国指定重要文化財の旧風間家住宅「丙申堂」及び別邸の「無量光苑 釈迦堂」の管理運営をしている例などが代表事例としてあげられる。詳細については省略する。

(2) 民間団体等が設立した博物館、美術館の例

新聞社等の民間団体等が設立した博物館や美術館を管理運営する例（民間団体等が施設整備した施設）を管理運営する例

(i) 山形県山形市「山形美術館」

山形県山形市「山形美術館」は、当時の山形新聞・山形放送社長服部敬雄が中心となって財団法人を設立し、一九六四年八月に開館した。山形における美術館建設は、終戦直後の山形県美術家協会発足以来の念願であり、用地や組織について検討を重ねた結果、民間主導で県と市が全面的に協力する財団法人による運営となった。「公立美術館より一段と幅広い県民の美術館」という理念のもと、開館を迎えることができた。

一九六八年には別館を開設。開館二〇周年記念事業として新館建設着工、地域性と近代様式をマッチさせた多層民家風の三階建て新館が一九八五年八月一〇日オープンした。翌年一〇月には別館を改修。延べ床面積六、四〇〇平方メートル、八つの展示室(二、一〇〇平方メートル)を有する現在の姿となった。

以来、日本および東洋美術、郷土関係美術にあらたにフランス美術を加えた三つの柱を中心に調査・研究ならびに作品収集にあたり、収藏品と常設展示の充実をはかっている。また、さまざまな分野の企画展、巡回展、グループ展などを開催実施。財団による運営ではあるが、山形県的美術文化振興と県民の生涯学習の一翼を担うべく開かれた美術館活動を行っている。二〇一一年四月、財団法人から公益財団法人に移行した。

(ii) 東京都渋谷区「山種美術財団」

東京都渋谷区「山種美術財団」は、創立者・山崎種二(山種証券・現SMBCFレンド証券創業者)の「美術を通じて社会、特に文化のため大いに貢献したい」という理念のもと一九六五年(昭和四〇年)一月に設立され、翌一九六六年七月に全国初の日本画専門の山種美術館を日本橋兜町に開館した。

所蔵品は種二と二代目理事長・館長の富治が自らの私財で収集し、その後に美術館へ寄付した個人コレクションが中核となっている。

一九九八年(平成一〇年)、施設の老朽化に伴い美術館の移転を計画、千代田区三番町での仮移転を経て、二〇〇九年一〇月には渋谷区広尾に美術館を新築し、移転した。新しい美術館では、創立時の理念をさらに深め、お客様の鑑賞がしやすく、作品展示に最適な環境を整えている。

また、当財団は二〇一二年四月一日より公益財団法人へと移行したことに伴い、一層幅広いお客様に心の豊かさを感じ取る瞬間を持っていたたく、親しみやすいテーマの展覧会や、作品のより深い理解につながる講演会など、様々な年齢層の方に日本画を体験していただく機会を提供していく、と同時に、山種美術館の活動を通じて、幅広く国内

外の多くの皆様のお役に立つことが、当財団の果たすべき使命だと考えている、とある。

(iii) その他の例

このほかにも、全国各地において、「民間団体等が設立した博物館、美術館」の観点より設立された公益法人は多数ある。出光美術館は、東京都千代田区丸の内及び福岡県北九州市門司区の門司港レトロ地区にある、東洋古美術を中心とした美術館であり、出光美術館（門司）は福岡県の登録博物館。運営は公益財団法人出光美術館で、出光興産創業者である実業家・出光佐三が長年に亘り収集した美術品を展示するため、一九六六年（昭和四一年）、東京に開館した。仙厓の書画、陶磁器、大和絵、漢画、肉筆浮世絵、ルオーの絵画などを収蔵・展示するほか、世界各地の陶片を展示した陶片資料室を設けている。国宝や重要文化財などがある。

また、いわゆる、「企業博物館」と呼ばれる、企業が設立した、博物館は全国に多数ある。特定の企業が自社の企業活動のテーマ、保持する特殊な技術、専門知識を一般に公開保存する意図で設置したものと、創業者や最高責任者が個人的な趣味から収集した美術品、絵画、骨董を展示、公開するためのものと二つのタイプがある。その他、企業メセナとして学術研究活動を支援し、それが研究型のミュージアムというかたちをとっているという例（生命誌研究館）も稀にある。特定の分野で共通の事業を行っている団体が合同で運営する例（通信総合博物館）も稀にある。また、富士フィルムフォトサロンやニコンサロンのように企業製品の利用者を中心に、その発表の場を提供するのも企業博物館の一つであると言える。その他にも多種多様な博物館がある。

(3) 自治体が設立した博物館、美術館の例

都道府県や市町村の自治体が設立した博物館や美術館を管理運営する例（自治体が施設整備した施設）を、自治体から指定管理を受けて、管理運営する例）

(i) 東京都墨田区両国「江戸東京博物館」

東京都墨田区両国「江戸東京博物館」は、「失われつつある江戸東京の歴史遺産を守るとともに、東京の歴史と文化をふりかえることによって、未来の東京を考える博物館として、一九九三年（平成五年）三月二十八日に開館」した。

「江戸東京博物館」施設整備及び管理運営の沿革は、昭和五十八年六月一日「江戸東京博物館建設準備室」が設置され、準備が開始され、平成元年六月九日東京都江戸東京博物館建築に着工。平成二年一〇月一日（財）江戸東京歴史財団が設立。平成四年一月三日東京都江戸東京博物館竣工。平成七年一〇月一日（財）江戸東京歴史財団と（財）東京都文化振興会の統合により（財）東京都歴史文化財団が発足。

その後、平成一八年四月一日指定管理者として（財）東京都歴史文化財団が運営。平成二〇年三月二八日東京都江戸東京博物館・東京都江戸東京たてもの園、開館一五周年。平成二二年四月一日指定管理者として（財）東京都歴史文化財団・鹿島建物総合管理株式会社・アサヒビール株式会社からなる財団グループが運営している。

(ii) 山形県山形市「山形県立博物館」

山形県山形市「山形県立博物館」は、「山形県総合学術調査会によって収集された膨大な資料の保存・展示を行う施設として構想され、明治百年記念事業の一環として建設されて、一九七一年（昭和四六年）四月に開館した」もので、「山形市の中央部に位置する霞城公園の中にあり、旧山形城（二の丸内）で桜の名所であり、市立郷土館、美術館、県立体育館等の立ちならぶ文教ゾーンで、県民の憩いの場所ともなっている。現在、公園は国の史跡指定を受け、東大手門が復元され、本丸石垣の発掘工事が行われている」。

その後、昭和五十一年に、県民の森にある琵琶沼を自然学習園として開設し、昭和五十五年には、国指定重要文化財である旧師範学校本館を解体復元した教育資料館を分館として開設した。

本館を代表する展示物としては、平成二四年度国宝に指定された舟形町の西ノ前遺跡出土土偶「縄文の女神」と、大江町の最上川川床の地層から発見された「ヤマガタダイカイギュウ」があるが、他にも、地学・植物・動物・考古

・歴史・民俗・教育の七部門に関する多くの貴重な資料を展示している。特に「縄文の女神」については、三月に国宝展示室が完成し、四月五日からオリジナルの常設展示を行っており、土偶としては他に類を見ない優美な姿を展示している。

これらの展示資料と収蔵資料については、既にデータベース化が完了し、本館のホームページでも約二二万点を公開しているので、研究・学習等で活用されたい、とある。

(iii) 山形県酒田市「酒田美術館」

山形県酒田市「酒田美術館」は、平成九年一〇月三日、鳥海山、最上川、そして市街地を一望できる小高い丘に開館した。敷地面積約三万平方メートル、施設面積約三千平方メートルで、広大な敷地内にゆったりと立つ景観を生かした美術館である。常設の柱となるのは日本洋画界の重鎮、文化勲章受章者である森田茂氏の作品、日本芸術院会員の洋画家、故國領経郎氏の作品、酒田市出身の洋画家、故斎藤長三氏の作品と、彫刻家、故高橋剛氏の作品である。

酒田市美術館では、市で所蔵する故高橋剛氏、故斎藤長三氏、故國領経郎氏、故佐藤昌祐氏の作品群、新田嘉一氏、故岸田隆氏のコレクションなどの美術品を収蔵している。

また酒田市では、現在までに寄贈、購入などで収集した貴重な作品群に加えて、近・現代の美術品を中心に、本市ゆかりの作家等の作品を収集している。

施設は、常設展示室、企画・特別展示室、市民ギャラリー、喫茶室などから構成されている。

(iv) その他の例

このほかにも、全国各地において、「自治体が設立した博物館、美術館」を管理運営する目的で設立された公益法人は多数ある。詳細については省略する。

(4) 青年会議所やシルバー人材センター等の個人の参加を主体にした法人の例

(i) 山形県酒田市「酒田市青年会議所」

山形県酒田市「酒田市青年会議所」は、公益社団法人である。酒田市青年会議所のHPには、「青年会議所は活動の基本を「個人の修練」「社会への奉仕」「世界との友情」におき、会員は「明るい豊かな社会を築き上げる」ことを共通の理念としています。また、会員相互の啓発と交流をはかり、公共心を養いながら、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としています」とある。

また、「青年会議所の設立」に関しては、「一九四九年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱をもった青年有志による東京青年商工会議所（商工会議所法制定に伴い青年会議所と改名）設立から、日本の青年会議所（JC）運動は始まりました。共に向上し合い、社会に貢献しようという理念の下に各地に次々と青年会議所が誕生。一九五一年には全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所（日本JC）が設けられました。現在、全国に青年会議所があり、三つの信条のもと、よりよい社会づくりをめざし、ボランティアや行政改革等の社会的課題に積極的に取り組んでいます。さらには、国際青年会議所（JCI）のメンバーとして各国の青年会議所と連携し、世界を舞台として、さまざまな活動を展開しています」とある。

「青年会議所の特性」については、「青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できますが、二〇歳から四〇歳までという年齢制限を設けています。これは青年会議所が、青年の真摯な情熱を結集し社会貢献することを目的に組織された青年のための団体だからです。会員は四〇歳を超えると現役を退かなくてはなりません。この年齢制限は青年会議所最大の特性であり、常に組織を若々しく保ち、果敢な行動力の源泉となっています。各青年会議所の理事長をはじめ、すべての任期は一年に限られます。会員は一年ごとにさまざまな役職を経験することで、豊富な実践経験を積むことができ、自己修練の成果を個々の活動にフィードバックさせていきます。青年会議所におけるさまざまな実践トレーニングを経験した活動分野は幅広く、OBも含め各界で社会に貢献しています。たと

えば国会議員をはじめ、知事、市長、地方議員などの人材を輩出、日本のリーダーとして活躍中です」とある。

「各地青年会議所」は、「LOM (Local Organization Member の略称) 都市」と、あるいは市部、町村が集まった形で組織され、現在全国に六九八、全ての会員はLOMに所属する」。

「日本青年会議所」は、「NOM (National Organization Member の略称) 全国的レベルの運営についてLOMと協働し総合調整にあたる。国際青年会議所として政策提言を行い、国際的には国を代表する。ブロック、地区、NOMはすべてLOMからの出向者によって構成される」。

「国際青年会議所」は、「JCI (Junior Chamber International の略称) 米国ミズーリ州セントルイスの小さな青年社会活動から生まれ、全米、そして世界へと広がっていったJCI運動の国際機関であり世界最大の青年団。日本は一九五一年に加盟。JC運動の主体は常に「地域」です。全国六九八のLOM、約四万のメンバーが、自ら暮らすそれぞれの地域から、国を考え、世界を見つめています」とある。

ちなみに、全国の青年会議所の多くは、「公益社団法人」に移行しているものの、中には、「一般社団法人」に移行している財団もある。詳細については省略する。

(ii) 山形県酒田市「酒田市シルバー人材センター」

山形県酒田市「酒田市シルバー人材センター」は、公益社団法人である。酒田市シルバー人材センターは、山形県内で四番目の団体として設立され、主に民間企業や個人宅の依頼を受注しているが、市道植樹柵の除草など公共のお手伝いもさせていたっている。また家庭の庭先の除草・共稼ぎ世帯や独居老人宅の家事のお手伝い、剪定や視障子の貼り替えなどの個人の細かな仕事から、地元企業のお手伝いまで幅広く皆様のお役に立ちたいと願っていますので、まずはお気軽にお電話等でご相談ください。なお、平成一六年七月より光ヶ丘税務署隣りから母子福祉センター(旧社会福祉協議会)へ移転した」とある。

ちなみに、「シルバー人材センター」は、定年退職者その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人で、運営費が国の補助対象となっている事業団である。二〇一〇年(平成二二年)三月現在で、一二九八団体、登録者数七八七〇〇〇人が全国シルバー人材センター事業協会に届けられている。

一九七〇年代以降、高齢化が急速に進むなか、東京都は一九七四年(昭和四九年)に高齢者の福祉と労働に対する方針を打ち出し、都の施設として高齢者事業団を設立した。これを皮切りに同様の事業組織が全国各市町村に普及していった。これらの事業は一九八〇年に労働省(現厚生労働省)の経費補助事業として国の予算措置がとられた後、同年一二月、シルバー人材センターの全国組織として、全国高齢者事業団・シルバー人材センター等連絡協議会(全高シ連)が発足し、一九八二年七月には全国シルバー人材センター協議会(全シ協)へと発展解消した。その後、一九八六年の高年齢者雇用安定法の制定によりシルバー人材センターは正式に制度化された。全シ協は全国シルバー人材センター協会に名称を変更し、さらに一九九六年(平成八年)に全国シルバー人材事業協会と改め、現在に至っている。

シルバー人材センターは、地域の高齢者が自主的に運営し、市町村ごとに一団体設置される。事業内容は、地域における日常生活に密着した補助的、短期的な仕事の需要を、家庭、民間事業所、官公庁などから有償で引き受け、これを無料で会員に提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて報酬を支払う。また、就業に必要な知識・技能の講習も行っている。提供している仕事は、事務、公園清掃、駐車場管理、毛筆筆耕、家事援助、襖貼り(ふすまはり)などがある。一九九六年に高年齢者雇用安定法が改正され、より広い地域でのセンター同士の連携が可能となり、都道府県知事はシルバー人材センター連合の指定が可能となった。さらに二〇〇四年の同法改正で、その構成員等である高齢者のみを対象に、臨時、短期、軽易な業務への就業にかかわる一般労働者派遣事業を行うことができるようになった。

た。

ちなみに、全国のシルバー人材センターの大多数は「公益社団法人」に移行している。詳細については省略する。

(5) 個人や企業、地域団体等の寄付金等を基金に設立された奨学金貸与等の法人の例

(i) 「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」

「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」は、勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し、日本全国のロータリアン（ロータリークラブ会員）の寄付金を財源として、奨学金を支給し支援する民間の奨学団体として設立された。将来母国と日本との懸け橋となつて国際社会で活躍する優秀な留学生を奨学することを目的としている。優秀とは「(1)学業」に対する熱意や優秀性はもちろんのこと、「(2)異文化理解、(3)コミュニケーション能力」への意欲や能力に優れている点が含まれる。ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されている。民間最大規模の奨学事業を実施しており、年間の奨学生採用数は八〇〇人、事業費は一四億円（二〇一一―二二年度決算）と、国内では民間最大の奨学事業となっている。これまでに支援してきた奨学生数は、累計で一七、〇二八人（二〇二二年四月現在）。その出身国は、世界二二の国と地域に及ぶ。「公益財団法人助成財団センター」が毎年実施している「日本の助成財団の現状――二〇二一年度調査結果」において、ロータリー米山記念奨学会は、「助成等事業費上位一〇〇財団」で第五位、民間の外国人留学生支援団体としては第一位となっている。

(ii) 「公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団」

「公益財団法人オリエンタルモーター奨学財団」は、オリエンタルモーターの創業者倉石氏が中心となつて設立された「奨学財団」である。当初は、「財団法人山形倉石育英会」の名称で設立されたが、新制度の移行申請に伴い、山形県公益認定等審議会において、平成二二年七月六日に山形県知事に答申された。財団の設立目的は、「国内の学

校に在学する学生・生徒への奨学援護を行い有為な人材を育成すること、また科学技術や教育文化などの各分野の発展を目指す研究並びに事業への助成などを通し社会の発展に寄与すること」を目的として設立された財団で、「事業の種類」については、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業である。

(iii) 「公益財団法人ツツミ奨学財団」

「公益財団法人ツツミ奨学財団」は、堤征二個人及び株式会社ツツミの拠出金により、平成一二年一月二七日に設立された財団である。あらゆる分野で学ぶ大学生に対して奨学金を支給し、二一世紀をリードする人材を育成することを目的に設立された財団法人である。「事業の種類」については、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業である。

(iv) 「一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金」

「一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金」は、昭和四九年四月二七日に、学術の振興、社会福祉及び交通安全施設、生活環境の拡充整備等に助成を行い、地域社会に貢献することを目的に設立された財団である。主な事業内容としては、(ア)学校教育施設、教育用機材及び子弟等教育振興に寄与する事業、(イ)養護施設、社会福祉施設拡充整備に寄与する事業、(ウ)交通標識等、交通安全施設の充実及び生活環境の拡充整備に寄与する事業、(エ)その他目的を達成するために必要な事業である。

この財団は新制度の移行に際しては、一般財団法人の移行認可申請を行い、山形県公益認定等審議会において、平成二五年七月一六日に山形県知事に答申された。

(v) その他の例

このほかに、全国各地において、「奨学財団」「育英奨学財団」と呼ばれる財団法人は多数ある。その大多数が「公益社団法人」に移行しているが、中には「一般社団法人」に移行している財団もある。詳細については省略する。

(6) 自治体の公共公益政策等を推進するために設立した法人の例

(i) 「公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構」

「公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構」は、県土緑化運動を推進する母体として、昭和二五年四月に栃木県緑化推進委員会として発足し、昭和四四年五月公益法人の認可、また、平成七年一二月に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」第五条の緑の募金団体の指定を受けた。平成二三年一二月、(社)栃木県治山林道協会と合併し、治山・林道事業の普及啓発のほか、新たに生物多様性に関する普及啓発や森林の整備に不可欠な担い手の育成確保の業務を行うなど、自然環境の保全や緑づくりなどに幅広く取り組む団体として、(社)とちぎ環境・みどり推進機構と名称を改め、また、平成二五年四月には公益社団法人の認可を受けた。平成二五年四月一日現在の会員数は、

一〇一名(正会員八八名、賛助会員一三名)である。主な事業内容については、県土緑化運動の中心的行事である栃木県植樹祭をはじめ、家庭緑化用苗木配布会等各種の緑化行事を、マロニエメイツによるPR活動とあわせて展開している。また、県民の皆様からのご協力による「緑の募金」を活用し、春と秋の緑化運動期間を主体とした緑の大切さの普及啓発や緑化推進団体の緑づくり活動への助成などを行っている。加えて、緑化功労者表彰、学校関係緑化コンクール、国土緑化運動・育樹運動ポスター原画・標語コンクールを行っている。昭和六〇年から積立を行っている「とちぎ緑の基金」の運用益により、緑の大切さの普及、県内の名木・古木の保全事業などを行っている。

(ii) 「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団」

「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団」は、美術、音楽、演劇、古典芸能などあらゆるジャンルの芸術を総合的に振興し、市民の文化力と創造力あふれる町づくりに寄与することを使命としている。横浜は、一八五九年の開港以来、外国の文化や文明に開かれた「窓」となり、従来の伝統的な文化を活かしつつ、常に外からの「風」を取り入れ、新しい価値を生み出してきた。こうして開港の地で培われた多様性や寛容性は、一五〇年の時を経て市民の間に息づ

き、都市横浜の精神的な礎となつて今なお未来に向けての活力を育んでいる。公益財団法人として、次世代を担う子どもたちに横浜のこの豊かな文化的伝統が継承されるよう、また、横浜で新しい芸術が創造され、世界に向けて発信することができるよう、職員一丸となつてさらなる努力を続けていく。芸術文化は、人に夢や希望を与え、人が人として生きていくために不可欠な創造性を最も鮮やかに表現する分野である。財団では、芸術文化が持つ力を最大限に活かして、市民の皆様ひとりひとりが創造力を発揮できる環境を整え、住みやすく、誇りとなる都市づくりに貢献したいと考えている。市民や文化芸術団体、NPO、企業の皆様と協働し、芸術文化を通じて市域全体で地域を支え、活気づけることにより、芸術文化と市民の皆様の力で、横浜が世界中の人々にとって、より一層魅力的な都市になることを願っている。

(iii) 「公益社団法人高知県森と緑の会」

「公益社団法人高知県森と緑の会」は、昭和二五年の財団設立以来、「緑の羽根」募金は身の回りの緑化や緑化思想の高揚に大きな役割を果たしてきたが、平成七年、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年五月八日法律第八八号）」として法制化され、「緑の羽根募金」が「緑の募金」として生まれ変わり、「国民参加による森林づくり」が本格的に始まった。実施主体は農林水産大臣の指定を受けた法人である国土緑化推進機構及び都道府県知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が募金主体となる。このように、全国で緑化推進委員会が続々と設立されたが、高知県ではこの緑の募金法を受けて、平成八年三月二九日、社団法人高知県森と緑の会が設立された。設立に当たり、県内五三市町村、高知県や緑の募金に賛同をいただいた民間企業の皆様から、総額一三五〇万円の出捐金を募った。平成二〇年一二月、公益法人制度改革が施行され、平成二二年七月三十一日付で「公益社団法人高知県森と緑の会」へ県内に先駆けて移行した。現在（平成二五年七月一日）では、正会員七二団体、賛助会員六四団体と五二個人のご協力により、会費（正会員…年間会費一〇万円、賛助会員の会費）によって、会の運営を行っている。また、緑

の募金の実施、事業計画及び募金公募事業については、学識経験者等で構成される運営協議会で審議し、主に県内の森林整備や緑づくりに活用されている。

(iv) その他の例

このほかにも、全国各地において、「自治体の公共政策等を推進するために設立」した財団法人は多数ある。その大多数が「公益社団法人」に移行しているが、中には「一般社団法人」に移行している財団もある。詳細については省略する。

(7) 企業や企業創業者等の出捐により設立された企業財団、助成財団の例

(i) 「企業財団」

「企業財団」と呼ばれる、企業が設立した公益法人は全国に多数ある。「公益財団法人助成財団センター」が毎年実施している「日本の助成財団の現状——二〇一一年度調査結果」においては、「助成等事業費上位一〇〇財団」が公表されている。また、「公益財団法人助成財団センター」には、これらの「企業財団」に関する情報・資料があるので、これらの情報・資料を参照されたい。詳細については省略する。

(ii) 「助成財団」

全国には、「助成財団」と呼ばれる、企業や個人等が寄付等の出捐によって設立された公益法人が多数ある。「公益財団法人助成財団センター」が毎年実施している「日本の助成財団の現状——二〇一一年度調査結果」においては、「助成等事業費上位一〇〇財団」が公表されている。また、「公益財団法人助成財団センター」には、これらの「助成財団」に関する情報・資料があるので、これらの情報・資料を参照されたい。詳細については省略する。

(8) 企業や業界団体などにより設立された社団法人などの例

個人事業主や小規模企業などにより設立された社団法人、あるいは銀行や建設業など、いわゆる業界団体などと呼

ばれる同業種の企業の集まり、または異業種企業の集まりなど、会員組織などとして設立される社団法人は多数ある。その大多数が「一般社団法人」に移行しているようであるが、中には「公益社団法人」に移行している社団もある。詳細については省略する。

(9) その他の例

「公益認定等委員会だより(その三)」(公益認定等委員会事務局、平成二二年四月二八日)によれば、新しい公益法人制度になって、積極的な取組みをしている法人の事例として、次のような例が紹介されている。

〔例1〕旧主務官庁の枠を超えて事業を拡大

・公益法人同士の合併による各事業の連携強化(旧制度では、所管が複数の省庁にまたがっていたが、新制度では国所管法人の行政庁が内閣府に一元化されたため、A財団(旧主務官庁…財務省・経産省)、B財団(旧主務官庁…文科省)、C財団(旧主務官庁…文科省)がそれぞれ公益認定を取得後に合併)した事例である。

〔例2〕活動範囲を広域に拡大

・特例民法法人のときには各都道府県等の所管法人であったものが、公益認定申請を機に活動範囲を広域とするよう見直して、内閣府より公益認定を取得した事例である。

〔例3〕小規模の法人(事業費年間五〇万円)からの公益認定

・新制度では、年間の事業費が五〇万円の社団法人や純資産三〇〇万円の財団法人といった比較的小規模の法人が一般社団・財団法人を設立して公益認定を取得した事例である。

〔例4〕認定NPOを断念したNPO法人等から事業を継承した一般法人が公益認定

・国内外における子どもたちに教育機会を提供するため、学校建設、孤児院、就学支援、食糧支援等の事業を行っているNPO法人が、認定NPOの取得を目指したが断念し、一般財団法人を設立し、その事業を継承して、公益認

定を受けた事例である。

・その他、有限責任中間法人が新制度施行と伴に一般社団法人となった後、公益認定を取得した事例や、財団の設立が認められず、有限会社として出発したが、有限会社の収益部門を除いて一般財団法人に事業譲渡して公益認定を取得した事例である。

〔例5〕企業内基金を母体とした一般法人が公益認定

・民間の営利企業が内部に基金を設けて社会貢献を行っていたが、企業業績の変動に左右されずに継続的に活動を行っていくため、その基金を母体とした一般財団法人を設立して、公益認定を取得した事例である。

六 移行申請・審査の状況概況

(1) 移行の概況

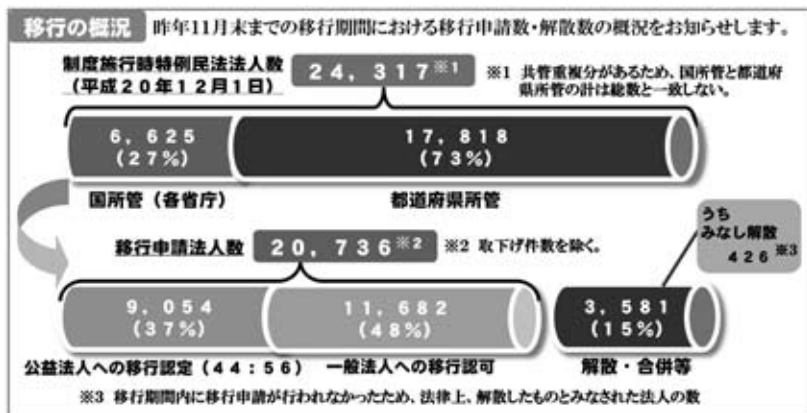
これまで公益法人では、さまざまな事業や活動が、実施、展開されてきた。

周知のとおり、旧民法法人によって設立された公益法人は、「特例民法法人」として、平成二〇年一月一日より平成二五年一月末日までに、全国的に活動する法人は内閣府の公益認定等委員会に、各都道府県を中心に活動する法人は各都道府県に設置された合議制の「公益等審議会」に、必要な書類を提出、申請することになっている。

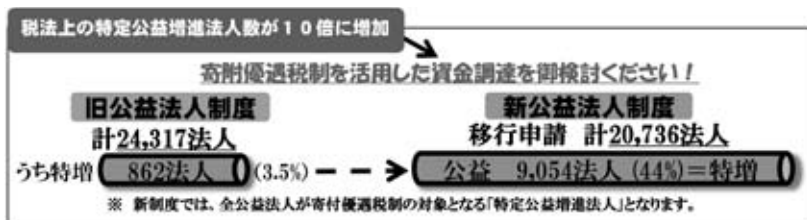
「内閣府の移行申請・審査状況概況（速報値）」、「公益認定等委員会だより」（第三〇号、平成二六年五月一日発行、公益認定等委員会発行）によれば、制度移行の初めには全国で公益法人総数は二四、三一七法人であったが、移行申請法人数は二〇、七三六法人となっており、解散・合併等の法人数は三、五八一法人である（〔図―5〕参照）。

ちなみに、税法上の特定公益増進法人数は、旧公益法人制度においては八六二法人であったが、新公益法人制度における移行申請の公益法人は九、〇五四法人となっており、旧制度に比較して新制度においては特定公益増進法人数は一〇倍に増加している（〔図―6〕参照）。

〔図—5〕移行申請・審査の状況・概要



〔図—6〕移行状況 (特定公益増進法人)



(2) 移行審査の状況

平成二六年三月末日現在、前述の「内閣府の移行申請・審査状況概況(速報値)」によれば、移行申請法人数は二〇、七三六法人で、うち答申済法人数は二〇、五一七法人、審査中二一九法人であり、処分済は一九、九五五法人である(〔図—7〕参照)。

また、処分済一九、九五五法人の内訳をみると、内閣府への申請は四、三六八法人、都道府県への申請は一五、五八七法人となっている。

このうち、内閣府への申請法人のうち、二、一三七法人(四八・九%)が公益法人へ申請、二、二二一法人(五一・一%)が一般法人へ申請、都道府県への申請法人のうち、六、六八五法人(四二・九%)が公益法人へ申請、八、九〇二法人(五七・一%)が一般法人へ申請となっている。

(3) 全国の都道府県の移行状況
全国の都道府県における移行状況について

〔図一 7〕 移行審査の状況



〔表一 7〕 公益法人の状況

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社 団	761	95	1,123
	財 団	1,543	277	942
都道府県	社 団	3,232	88	5,237
	財 団	3,513	357	2,851
合 計		9,049	817	10,153

（注）公益目的支出計画実施法人（平成26年4月30日現在）

全国の都道府県別における法人の状況については、内閣府の統計資料「新公益法人制度における全国申請状況（速報値）」（平成二〇年二月一日～平成二六年五月三十一日）によれば、〔表一 8〕に示すとおりである。これらの数値は速報値であり、確定値と若干の変動等があることはご了承ください。また、最終的に内閣府から発表される統計数値をご確認いただきたい。

は、前述の「公益認定等委員会だより」によれば、平成二六年四月三〇日現在、公益社団法人は三、二二二法人、公益財団法人は三、五一三法人、一般社団法人は五、二二七法人、一般財団法人は二、八五一法人で、社団法人で税額控除法人は八八法人、財団法人で税額控除法人は三五七法人となっている（表一 乙）参照。

平成20年12月1日～平成26年5月31日

論 説 公益社会実現に向けた課題と展望 (二) 四二

(第90巻 第九号)

七〇

公益認定申請				合計				電子申請用の 印を取付した 法人数
全件数	電子申請による申請数 (電子申請率)	処分が行われた件数	うち認定処分	全件数	うち電子申請 (電子申請率)	処分が行われた件数	うち肯定処分	
222	220(99.1%)	184	183	4718	4679(99.2%)	4582	4579	4902
6	6(100%)	6	6	831	823(99%)	829	829	854
2	2(100%)	2	2	328	323(98.5%)	328	328	333
1	1(100%)	1	1	279	274(98.2%)	246	246	279
1	1(100%)	1	1	292	291(99.7%)	292	292	308
0	-	-	-	198	197(99.5%)	198	198	203
3	3(100%)	3	3	294	282(95.9%)	292	292	290
1	1(100%)	1	1	340	333(97.9%)	274	274	346
3	3(100%)	3	3	327	325(99.4%)	327	327	337
0	-	-	-	266	265(99.6%)	266	266	266
3	3(100%)	3	3	279	278(100%)	279	279	291
7	7(100%)	6	6	425	422(99.3%)	388	388	427
8	8(100%)	7	7	417	412(98.8%)	413	413	417
16	16(100%)	13	13	864	862(99.8%)	854	853	900
13	12(92.3%)	12	10	604	582(96.4%)	597	595	611
3	3(100%)	3	3	406	398(98%)	399	399	405
4	4(100%)	4	4	245	243(99.2%)	245	245	246
4	4(100%)	4	4	305	305(100%)	294	294	305
2	2(100%)	2	2	242	241(99.6%)	225	225	249
0	-	-	-	210	209(99.5%)	205	204	211
3	3(100%)	3	3	424	421(99.3%)	424	424	426
3	3(100%)	3	3	331	327(98.8%)	330	329	338
2	2(100%)	2	2	512	509(99.4%)	505	505	513
8	8(100%)	7	7	496	488(98.4%)	474	474	500
2	2(100%)	2	2	253	253(100%)	250	250	258
3	3(100%)	3	3	260	257(98.8%)	258	258	273
7	7(100%)	5	5	485	478(98.6%)	476	476	488
4	4(100%)	1	1	739	737(99.7%)	723	723	764
11	11(100%)	10	10	571	571(100%)	569	569	576
0	-	-	-	213	207(97.2%)	210	210	216
2	2(100%)	2	2	230	228(99.1%)	223	223	235
2	2(100%)	2	2	172	172(100%)	169	169	172
1	1(100%)	1	1	236	233(98.7%)	233	233	236
1	1(100%)	1	1	365	364(99.7%)	354	354	372
6	6(100%)	6	6	409	402(98.3%)	403	403	412
1	1(100%)	0	-	330	330(100%)	323	323	337
3	3(100%)	3	3	192	192(100%)	191	191	196
7	5(71.4%)	7	7	242	236(97.5%)	236	236	235
2	2(100%)	2	2	226	223(98.7%)	224	224	234
0	-	-	-	229	212(92.6%)	216	216	237
10	10(100%)	10	10	600	591(98.5%)	573	572	601
3	3(100%)	3	3	180	179(99.4%)	180	179	191
2	2(100%)	2	2	279	276(98.9%)	272	272	285
0	-	-	-	255	255(100%)	254	254	262
4	4(100%)	4	4	244	240(98.4%)	244	244	243
1	1(100%)	1	1	218	218(100%)	216	216	230
4	4(100%)	4	4	300	299(99.7%)	285	285	311
4	4(100%)	4	4	263	264(99.6%)	264	262	270
395	390(98.7%)	343	340	21128	20907(99%)	20612	20600	21594
173	170(98.3%)	159	157	16408	16228(98.9%)	16030	16021	16691

〔表―8〕 新公益法人制度における全国申請状況（速報版）

	移行認定申請				移行認可申請			
	全件数	電子申請による申請数 (電子申請率)		処分が行われた件数 うち認可処分	全件数	電子申請による申請数 (電子申請率)		処分が行われた件数 うち認可処分
内閣府	2171	2166(99.8%)	2144	2142	2325	2293(98.6%)	2254	2254
北海道	249	248(99.6%)	248	248	576	569(98.8%)	575	575
青森県	106	104(98.1%)	106	106	220	217(98.6%)	220	220
岩手県	99	98(97.9%)	96	96	179	177(98.9%)	149	149
宮城県	144	144(100%)	144	144	147	146(99.3%)	147	147
秋田県	74	74(100%)	74	74	124	123(99.2%)	124	124
山形県	135	131(97%)	134	134	156	148(94.9%)	155	155
福島県	153	151(98.7%)	135	135	186	181(97.3%)	138	138
茨城県	135	135(100%)	135	135	189	187(98.9%)	189	189
栃木県	123	123(100%)	123	123	143	142(99.3%)	143	143
群馬県	108	108(100%)	108	108	168	168(100%)	168	168
埼玉県	209	209(100%)	194	194	209	206(98.6%)	188	188
千葉県	185	185(100%)	184	184	224	219(97.8%)	222	222
東京都	420	419(99.8%)	416	415	428	427(99.8%)	425	425
神奈川県	281	279(99.3%)	281	281	310	291(93.9%)	304	304
新潟県	173	173(100%)	171	171	230	222(96.5%)	225	225
富山県	133	133(100%)	133	133	108	106(98.1%)	108	108
石川県	141	141(100%)	136	136	160	160(100%)	154	154
福井県	103	103(100%)	100	100	137	136(99.3%)	123	123
山梨県	89	88(98.9%)	87	86	121	121(100%)	118	118
長野県	111	111(100%)	111	111	310	307(99%)	310	310
岐阜県	119	117(98.3%)	119	118	209	207(99%)	208	208
静岡県	170	169(99.4%)	169	169	340	338(99.4%)	334	334
愛知県	229	228(99.6%)	226	226	259	252(97.3%)	241	241
三重県	100	100(100%)	99	99	151	151(100%)	149	149
滋賀県	134	133(99.3%)	133	133	123	121(98.4%)	122	122
京都府	253	253(100%)	250	250	225	218(96.9%)	221	221
大阪府	239	239(100%)	236	236	496	494(99.6%)	486	486
兵庫県	231	231(100%)	231	231	329	329(100%)	328	328
奈良県	101	100(99%)	98	98	112	107(95.5%)	112	112
和歌山県	96	96(100%)	93	93	132	130(98.5%)	128	128
鳥取県	74	74(100%)	74	74	96	96(100%)	93	93
島根県	104	104(100%)	103	103	131	128(97.7%)	129	129
岡山県	153	153(100%)	151	151	211	210(99.5%)	202	202
広島県	153	153(100%)	152	152	250	243(97.2%)	245	245
山口県	102	102(100%)	100	100	227	227(100%)	223	223
徳島県	84	84(100%)	84	84	105	105(100%)	104	104
香川県	122	119(97.5%)	119	119	113	112(99.1%)	110	110
愛媛県	109	109(100%)	108	108	115	112(97.4%)	114	114
高知県	110	108(98.2%)	109	109	119	104(87.4%)	107	107
福岡県	285	283(99.3%)	275	274	305	298(97.7%)	288	288
佐賀県	61	61(100%)	61	60	116	115(99.1%)	116	116
長崎県	103	101(98.1%)	102	102	174	173(99.4%)	168	168
熊本県	90	90(100%)	90	90	165	165(100%)	164	164
大分県	105	105(100%)	105	105	135	131(97%)	135	135
宮崎県	88	88(100%)	87	87	129	129(100%)	128	128
鹿児島県	188	188(100%)	182	182	108	107(99.1%)	99	99
沖縄県	96	96(100%)	96	94	165	164(99.4%)	164	164
全国合計	9041	9005(99.6%)	8912	8903	11690	11512(98.5%)	11357	11357
1%未満の自治体合計	6870	6839(99.5%)	6768	6761	9365	9219(98.4%)	9103	9103

注1) 本資料における件数は、PICTIS システムにおいて（窓口・郵送・申請を含む）処理をしたもので、処理のタイムラグ等により実際の件数と異なることがある。

(4) 山形県の移行状況

山形県における特例民法法人は、制度移行期間の当初、平成二〇年一二月現在、移行対象法人は三六五法人であった。平成二六年三月一八日に開催された、第六五回山形県公益認定等審議会で報告された法人の移行状況は、平成二六年二月二八日現在、移行法人二九一法人のうち、公益社団・財団法人は一三五法人、一般社団・財団法人は一五六法人、解散等は七四法人である。

なお、山形県公益認定等審議会の第三期委員(委員の任期は平成二六年五月二七日から平成二九年五月二六日。委員は大学教授、准教授、公認会計士、弁護士、行政書士の各一名の計五名、男二名女三名である。山形県公益認定等審議会条例第四条第一項により、委員長は委員の互選によって定めることとされており、小職が委員長に推薦選任された)は、平成二六年七月一四日に開催された第六六回山形県公益認定等審議会で委嘱された。

山形県における最終的な法人の移行状況などが、この審議会に報告された。

従来 of 社団・財団法人で移行対象三六五法人は、新規に設立された法人や合併などにより自主解散した法人等の五七法人(移行せずみなし解散一五法人を含む)を除き、平成二六年四月一日現在、山形県の監督対象法人数は公益社団・財団法人一三七法人、一般社団・財団法人(移行法人)は一四六法人、合計二八三法人である。

ちなみに、これらの移行法人における認定法人、認可法人についての割合については、移行認可法人の一般社団・一般財団法人の割合の方が、移行認定法人の公益社団・公益財団法人の割合を若干上回っている。この移行結果については、現行法人の移行において最終的にはどのような結果になるのかと、第三セクター研究学会などにおいて質問などを受けてきたが、筆者が当初の段階で推計、予想した結果とはほぼ同じである。